

令和7年度 生活保護関係職員研修

# 人権の世紀

県民文化局人権推進課

# 21世紀は「人権の世紀」

じゃあ、20世紀は・・・？

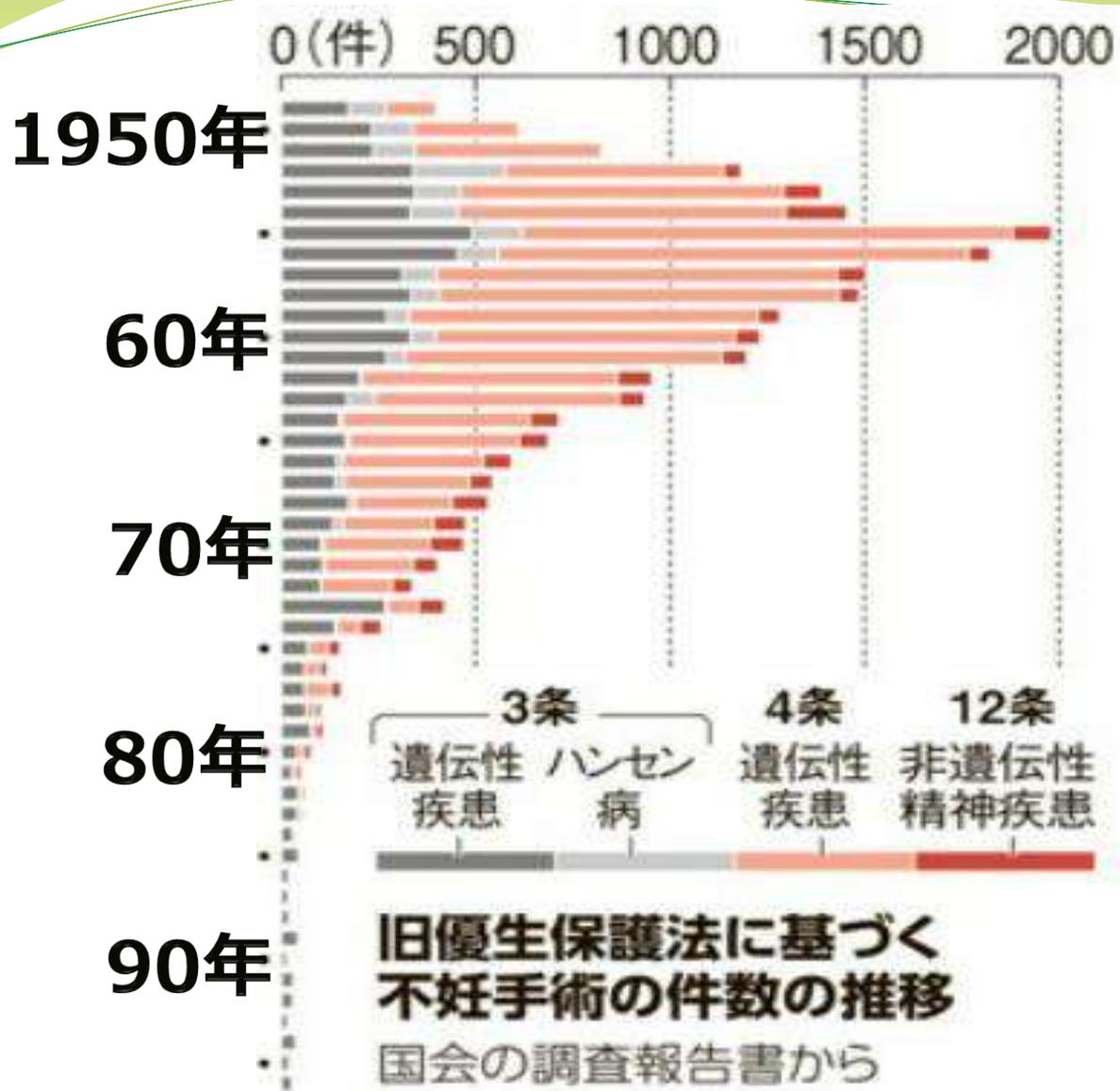
- ・ 家庭で・・・、職場で・・・
- ・ 学校で・・・、警察で・・・
- ・ 社会全体で・・・
- ・ **旧優性保護法下の強制不妊手術**

# 優生保護法 強制不妊手術

1945年 第2次世界大戦終戦

1948年 優生保護法施行

「不良な子孫の出生を防止する」目的で  
遺伝性疾患などとみなされた人に対して  
**本人の同意なく、不妊手術を可能**にした。



総手術数  
約25000件

強制手術  
16475件

同意手術  
8518件

1996年  
優生保護法廃止

2024年10月  
補償法成立

2025年1月  
補償開始

# 愛知県の主な人権施策

- ・ 2001年：「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の策定  
「あいち男女共同参画プラン21」策定（5年毎に見直し）
- ・ 2002年：「愛知県男女共同参画推進条例」施行
- ・ 2008年：「あいち多文化共生推進プラン」策定（5年毎に見直し）
- ・ 2010年：「あいち人権啓発プラザ」開設
- ・ 2014年：「愛知県子どもを虐待から守る条例」施行
- ・ 2015年：「愛知県障害者差別解消推進条例」施行
- ・ 2018年：「愛知県認知症施策推進条例」施行
- ・ 2022年：「愛知県人権尊重の社会づくり条例」施行
- ・ 2024年：「あいち人権推進プラン」策定  
「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」開始

# 愛知県人権尊重の社会づくり条例

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」

って、なに??

「あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する」ことを目的とした包括的な人権条例です。

## 条例の概要

### ●基本計画の策定

女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者など人権を巡る様々な重要課題に対応するための基本計画を定め、総合的かつ計画的に人権施策を推進します。

### ●相談体制の整備

人権に関する相談窓口を設置するなど、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう体制を整備します。

### ●人権課題を個別に規定

最近の人権に関する法律の制定状況や人権課題の動向等を踏まえて、次の4つの人権課題について、個別に規定し、取組を進めます。

インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

部落差別の解消に向けた取組の推進

性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

# 「あいち人権推進プラン」より①

## 基本 目標

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、  
誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

## 施策目標

## 推進施策

1

あらゆる人権課題の解消に  
向けた環境づくり  
〔包括性〕

### 愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等

人権条例の普及啓発の推進、人権施策の総合的かつ計画的な推進

### 人権教育・啓発の推進

社会／学校等／企業等事業所／における人権教育・啓発の推進、

**特定の職業**に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

### 相談・支援体制等の充実

人権に関する総合的な相談窓口の充実、相談機関等の情報提供の充実

### 幅広い意見の把握

人権に関する県民意識調査の充実、愛知県人権施策推進審議会の開催  
県民との意見交換

### 市町村に対する働きかけ

市町村が行う人権施策への支援等、人権施策に関する計画等の策定の促進

## 特定の職業

行政職員等

教職員

警察職員

消防職員

医療、保健関係者

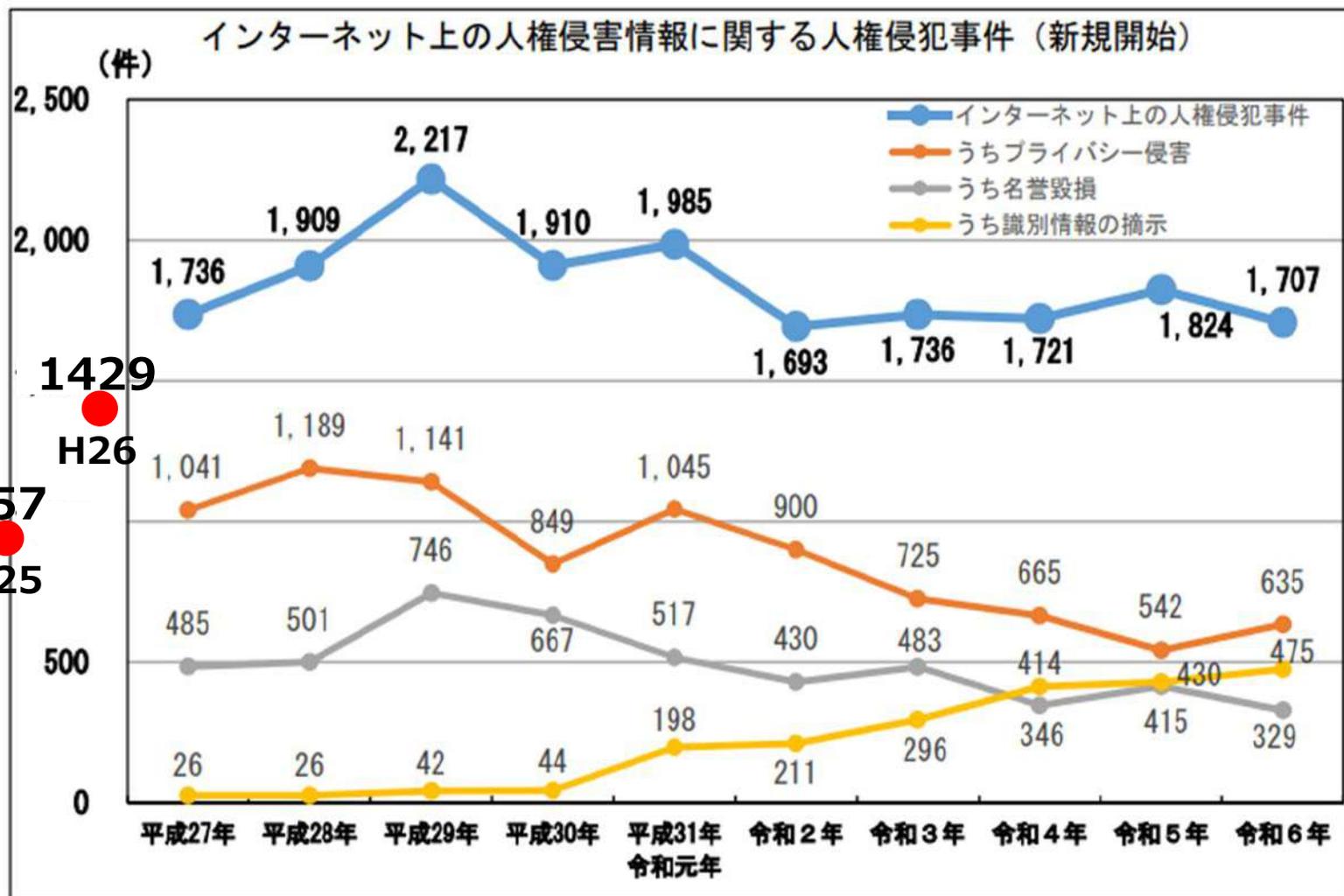
福祉関係者

マスメディア関係者

# 「あいち人権推進プラン」より②

<p style="text-align: center;">2</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個別の人権課題への対応（多様な一人一人に寄り添った）</p>	<p><b>インターネットによる人権侵害</b>          教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進、モニタリングの推進、誹謗中傷等の被害者支援、他自治体と連携した取組の推進</p> <p><b>外国人</b>          多文化共生への理解促進、地域日本語教育推進体制づくり、教育機会の確保とキャリア教育の促進、暮らしを支える体制の強化、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進 等</p> <p><b>部落差別</b>          部落差別に対する理解の促進、学校教育での取組の推進、教育・啓発実施主体の連携・協力、隣保館活動の充実、就職・結婚等における差別の防止、えせ同和行為の排除の推進 等</p> <p><b>性的少数者</b>          安心して暮らせる環境づくり、企業等事業所の取組の推進、若者に向けた支援、ライフステージごとの課題への対応、県の事務事業における配慮</p> <p><b>子ども</b>          子どもの権利条約の普及啓発、いじめ対策等の推進、児童虐待防止の推進、青少年の健全育成の推進、ヤングケアラー支援の充実、被害を受けた子どもたちへの対策の推進、子育て支援の充実</p>	<p><b>女性</b>          男女共同参画の理解の促進、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康づくりの支援、就業環境の整備・女性への就業支援、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <p><b>高齢者</b>          自立促進と社会参加活動の推進、総合的な保健福祉サービスの推進、雇用・就労機会の確保、認知症対策の推進、高齢者虐待防止の推進</p> <p><b>障害者</b>          障害者差別解消の推進、あらゆる分野の活動への参加の推進、障害者虐待防止の推進、特別支援教育の充実、発達障害のある人／精神障害のある人に対する支援の充実 等</p> <p><b>感染症患者等</b>          ハンセン病回復者、HIV感染者、肝炎患者、新型コロナウイルス感染患者</p> <p><b>犯罪被害者等</b>          犯罪被害者等に対する理解の促進、途切れることのない支援の充実、性犯罪・性暴力被害者支援</p> <p><b>ホームレス</b>          ホームレスに対する理解の促進、自立支援、ホームレスを生まない環境整備</p> <p><b>様々な人権課題への対応</b></p>
--	---	---

# インターネット上の人権侵害



671  
H24

957  
H25

1429  
H26

# 令和4年中に救済措置を講じた例

- ・**プライバシー侵害**：一般に公開されていない被害者の電話番号等がSNS上に掲載された。
- ・**名誉棄損**：在日外国人であると指摘されるとともに、虫に例えられたり、同人の存在を否定されたりするなど、被害者を侮辱する投稿が複数回にわたってなされた。

いずれも法務局からサイト管理者に対し当該投稿の削除要請を行い、削除された。

# インターネット上の人権侵害の特徴

**匿名性**：匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質になりやすい。

**被害の急速・拡大化**：いったんネット上に掲載されると世界中から閲覧可能に。内容が次々とコピーされ、短期間に世界中に広がることも。

**被害回復の困難性**：情報の発信者・サイト管理者が特定できないことが多く、削除が困難。

# インターネット上の人権侵害 に対する施策

## 2022年7月：侮辱罪に対する刑罰の厳罰化

「拘留(1か月未満の拘置)又は科料(1万円未満の罰金)」

→ 「1年以下の懲役・若しくは禁錮・若しくは  
30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」

## 2022年10月：プロバイダ責任制限法改正

投稿者特定の開示請求に必要な裁判所への  
申し立て手続きが2回から1回に簡略化

## 2025年4月：情報流通プラットフォーム対処法を施行

誹謗中傷等に迅速に対応することなどを盛り込む

# 日本の障害者数

厚生労働省障害者白書(2023年)

身体障害者(障害児を含む)	436 万人	(3.4%)
知的障害者(障害児を含む)	109.4万人	(0.9%)
精神障害者	614.8万人	(4.8%)
	<hr/>	
	1160.2万人	(9.2%)(*)

国民の約9.2%(\*)が何らかの障害を有している

( \* 重複しているケースもあるため、実際には単純合計にはならない)

# 医学モデルと社会モデル

「障害者」とは 障害者基本法（2011年8月改正）

身体障害、知的障害又は精神障害**があるため**、継続的に日常生活又は社会生活に相当な**制限を受ける**者  
(**医学モデル**)



身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び**社会的障壁により**継続的に日常生活又は社会生活に相当な**制限を受ける**状態にあるもの (**社会モデル**の考え方を反映)

# 障害者差別解消法

2016年施行・2021年改正

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

## ➤ 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること

## ➤ 合理的配慮の提供

障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、過重な負担にならない範囲で対応すること

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体	禁 止	<b>法的義務</b>
民間事業者	禁 止	<b>法的義務</b>

# 障害者差別解消法

2016年施行・2021年改正

## ◆ 不当な差別的取扱いの例

- ・ 受付の対応を拒否する
- ・ 学校の受験や、入学を拒否する
- ・ 障害者向け物件はないと言って対応しない
- ・ 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない
- ・ **本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける**  
など

## ◆ 合理的配慮の例

- ・ 段差がある場合に補助したり、高いところにある資料を取って渡したりする
- ・ 会場の座席などを障害者の特性に応じた位置取りにする
- ・ 疲労や緊張などに配慮して休憩できるようにする
- ・ 筆談、読み上げ、手話などを用いて意思を伝え合う  
など

# 性的指向と性自認の多様性

**L**esbian レズビアン 女性の同性愛者

**G**ay ゲイ 男性の同性愛者

**B**isexual バイセクシュアル 両性愛者

**T**ransgender トランスジェンダー  
身体と心の性に違和感を持つ人

**A**sexual アセクシュアル  
男性・女性どちらに対しても恋愛感情や性愛の感情を抱かない人

**X**gender エックスジェンダー  
心の性を明確に認識していない人

**Q**uestioning クエスチョニング  
自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、決めない人

# 性の多様性

生物学的性 (生まれた時の身体的な性)

性自認 (自分の性別をどのように認識するか)

性的指向 (どの性別を好きになるのか)

性表現 (服装や言葉などの表現)



	男	女	男	女	男	女	男	女
生物学的性	●			●		●	●	
性自認	●			●	●			●
性的指向		●	●			●	●	
性表現	●		●		●			●

# 性的少数者の数は・・・

LGBT・・・・・・2.6% 約 325万人 (約38人に1人)

LGBTQA・・・・3.5% 約 438万人 (約29人に1人)

LGBTQA・・・・8.8% 約 1100万人 (約11人に1人)

(2023年 国立社会保障・人口問題研究所)

**\* LGBであることを職場の誰にも伝えていない人は 84%**

(令和元年度三菱UFJリサーチ&コンサルティング (厚生労働省委託事業) )

# 性的少数者が抱えている問題

- ◆ レズビアン・ゲイは何に困っているのか
  - ・ 同性愛者が身近にいるという認識のない人が多い…
  - ・ 日常的に同性愛者をからかうような雰囲気…
  - ・ 同性婚が法的に認められていない…
- ◆ トランスジェンダーは何に困っているのか
  - ・ 友だちから、いじめられたり、からかわれる…
  - ・ トイレや更衣室が性別で分かれている…
  - ・ 学校や職場はトランスジェンダーに理解があるか…

# DVD

「シェアしてみたたらわかったこと」より

**素敵な女性になれると思ってた**

# 性の多様性をめぐる動向

## ◆同性カップルに「パートナー証明書」等発行

2015年：渋谷区、世田谷区

2019年：西尾市、2020年：豊明市、2021年：豊橋市、豊田市

2022年～：愛知県内の多くの自治体で導入

2024年4月：愛知県ファミリーシップ宣誓制度

## ◆同性のパートナーを配偶者として処遇

2016年：ソフトバンク、日本IBM、パナソニック、楽天

2017年：資生堂、2020年：KDDI、2021年：任天堂、大和ハウス工業など

## ◆トランスジェンダー女性の入学を認める

2020年：お茶の水女子大学、奈良女子大学、2021年：宮城学院女子大学

2023年：ノートルダム清心女子大学、2024年：日本女子大学など

# 愛知県ファミリーシップ宣誓制度

○ 2024年4月から、「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を運用開始

## 愛知県ファミリーシップ宣誓制度の内容

- 様々な事情により婚姻制度を利用できない、**互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者**が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度
- 同性カップルだけでなく、**異性カップルや子を始めとした近親者を対象**とした制度としては、都道府県レベルでは初となる

## 制度利用者が活用できるサービス等

- 県営住宅への入居、犯罪被害者等支援、県立病院における面会等、県職員の福利厚生 等  
(県内市町村の行政サービス等も受けられるものがある)

※本制度は、県が要綱に基づき独自に実施するもので、法律婚と異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではない



**愛知県庁HPからダウンロードできます。**

**「あいちにじいろハンドブック」** で検索

⇒ **「性の多様性に関する職員ハンドブック**

**『あいちにじいろハンドブック』を作成しました」** を開く

⇒ **3.活用方法** 中のあいちにじいろハンドブック PDFファイル

# あいちにじいろハンドブック

- 1 性の多様性について (略)
- 2 性的少数者に関する現状 (略)
- 3 事務事業における配慮
  - (1) 窓口や電話対応における留意点
  - (2) 性別記載欄の取扱
  - (3) 施設の利用
  - (4) 各種制度の見直し
- 4 職場における対応
  - (1) ハラスメントの防止〈県職員向けハラスメント相談窓口〉
  - (2) 職務上必要な配慮
  - (3) 相談しやすい環境づくり
- 5 理解増進のための取組

# 「あいち人権推進プラン」より

## 【施策目標と推進施策】

### (2) 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】

- ① インターネットによる人権侵害
- ② 外国人
- ③ 部落差別
- ④ 性的少数者
- ⑤ 子ども
- ⑥ 女性
- ⑦ 高齢者
- ⑧ 障害者
- ⑨ 感染症患者等
- ⑩ 犯罪被害者等
- ⑪ ホームレス
- ⑫ 様々な人権課題への対応

# あいち人権センター

## ◆場所

愛知県東大手庁舎3階  
(052-954-6167)

## ◆開館日

月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～午後5時15分

## ◆主な業務

- ・ 人権関連図書、DVD、啓発パネル等の閲覧及び貸出
- ・ 人権関係資料の収集、閲覧
- ・ 人権啓発パネルの常設展示
- ・ 企画展の開催
- ・ 人権相談の実施



ご清聴ありがとうございました